

今こそ、超過勤務・労働条件の抜本的な解決を！！

——附属病院での年間時間外労働 540 時間から 690 時間への引き上げは小手先の違法回避——

近年、劣悪な労働環境が社会問題として注目を集めています。2015年に労災と認められた過労死の数は未遂も含むと全国で96件にものぼり、厚生労働省が2016年12月に長時間労働削減や労働環境改善のため「緊急対策」をまとめたことは、皆様の記憶に新しいことでしょう。2017年5月には、労働基準関係法令に違反した企業名が公表され、その数は全国で330件を超えています。このような違法行為が常態化していたという事実が、ようやく解決されるべき社会問題として真剣に議論されるようになりました。

労働基準監督署の是正勧告への病院側の対応

熊本大学の労働環境はどうでしょうか。運営費交付金の大幅な削減、そして教員定数25%削減、事務職員人件費の1億円削減をうけ、労働条件はすでに厳しい状況にあり、健康や家庭生活に深刻な影響が出ている人が増えているのではないのでしょうか。組合は、このような時期であるからこそ、教職員が安心して働ける環境を整えるよう使用者に強く要求してきました。ところが、安全・安心な医療にあたっているはずの附属病院で社会の取組に逆行するかなのような出来事が起こりました。

2017年1月23日、附属病院は、違法な長時間労働を行なっているという理由で、労働基準監督署から是正勧告を受けたのです。使用者が労働者の代表である医学部附属病院事業場過半数代表者と締結している労使協定では、年間540時間の時間外労働を特例として定めていましたが、それを大幅に超過した時間外労働が行なわれていた実態が発覚したのです。是正勧告を受けた病院側は、「研修医の労務管理に関する説明会」を行ないましたが、具体的な時間外労働時間の削減に向けた解決策を講じることはありませんでした。約8ヵ月経過した9月6日、違法状態を解決するため現場実態にあわせ1ヵ月後の10月に540時間から690時間に引き上げる、と過半数代表者に提案し意見を求めてきたというのです。

医学部附属病院事業場過半数代表者からの報告

いくら事業場での選挙により選出されたとは言え、過半数代表者がこれほど重要な労働条件の変更について、当該事業場の労働者の意見を聴取することなく、独自の判断で労使協定を締結できるはずがありません。過半数代表者は、時間外労働の実態調査と意見集約のため病院に勤務する臨床系教員、医員、研修医を対象にアンケートを実施し、その結果を11月6日に対象者に報告しています。この報告には、多数の方々が時間外労働の引き上げに賛成すると回答したということ、それを受け、過半数代表者は対象者を限定して引き上げを認めるという労使協定を締結したことが記されていました。しかし、それは決して積極的な締結ではなかった、ということに注意すべきです。引き上げに同意はしたものの、それは、過半数代表者が、病院の「違法」状態を回避しなくてはならないという想いと、時間外労働時間の引き上げが教職員にもたらす過重負担に対する危惧との間で苦心惨憺した上で下した苦渋の判断であったと思われます。

これからも過半数代表者を支援し、労働条件の改善に向けて取り組んでいきます！！

今回行なわれた労使協定の締結は、単に使用者が「違法性」を回避するためだけの策であり、時間外労働を強いられている附属病院教職員の劣悪な労働環境の抜本的な解決に繋がりません。

また、他の事業場においても、このような安易な対策による「違法性」の回避が行なわれてはなりません。常態化した時間外労働の削減に向けた策を講じ、労働環境を改善することこそが重要なのです。

組合は今後も、各事業場の過半数代表者を支援しつつ、労働時間や労働条件の実情を注視し、使用者に労働条件の改善に向けた具体的な策の実行を強く要求し続けていきます。

各事業場の時間外労働時間

現在の労使協定書で定めた時間外労働時間は表1のとおりです。今回の改正により、対象を「医師免許を有し、附属病院において診療業務を行う職員」*に限定し、表2の時間数に変更されました。

表1

期間：2017年4月1日～ 2018年3月31日	単位	事業場			
		黒髪	本荘・大江	医学部附属病院	京町
時間外労働時間数	1日	6時間	6時間	6時間	6時間
	1ヶ月	45時間	45時間	45時間	45時間
	1年	360時間	360時間	360時間	360時間
1年単位の变形労働時間制 の対象者の時間外労働時間数	1日	6時間			5時間
	1ヶ月	42時間			42時間
	1年	320時間			320時間
時間外労働の特例 (1年に6回以内)	1ヶ月	70時間以内	70時間以内	70時間以内	
	1年	450時間以内	540時間以内	540時間以内	

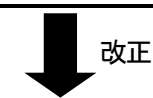


表2

期間：2017年11月10日～ 2018年1月31日	単位	事業場			
		黒髪	本荘・大江	医学部附属病院	京町
時間外労働の特例 (1年に6回以内)	対象職員*		690時間以内	690時間以内	
	上記以外	1年	450時間以内	540時間以内	540時間以内

	熊本大学教職員組合	
	No. 7 2017. 11. 16	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/